

令和8年6月5日

各 位

東 広 島 市 長
(都 市 計 画 課)

県立安芸津病院の耐震化対応に関する
「都市計画（特定用途誘導地区）の案」の説明会の開催について（御案内）

初夏の候、皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より市行政の推進につきまして格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、県立安芸津病院におきましては、広島県により耐震化対応が行われることとなっておりますが、事業の実施に当たり、病院敷地の容積率を緩和する都市計画の手続き（特定用途誘導地区の決定）を行う予定としています。

つきましては、次のとおり、都市計画の案に係る説明会を開催しますので、ご多忙とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

日時：令和8年7月3日（金）19：00～
※時間は、1時間程度を予定しています。

場所：東広島市安芸津生涯学習センター ※位置図は裏面参照
(東広島市安芸津町三津 4398 番地 TEL：0846-45-2334)

内容：①都市計画（特定用途誘導地区）の案について

⇒「特定用途誘導地区」とは、地域に必要となる都市施設（今回は病院）に限定し、将来的に建築物の新設・更新や機能強化等を柔軟に行うことができるよう、土地利用の規制を緩和（今回は容積率の緩和）することを目的とした都市計画となります。

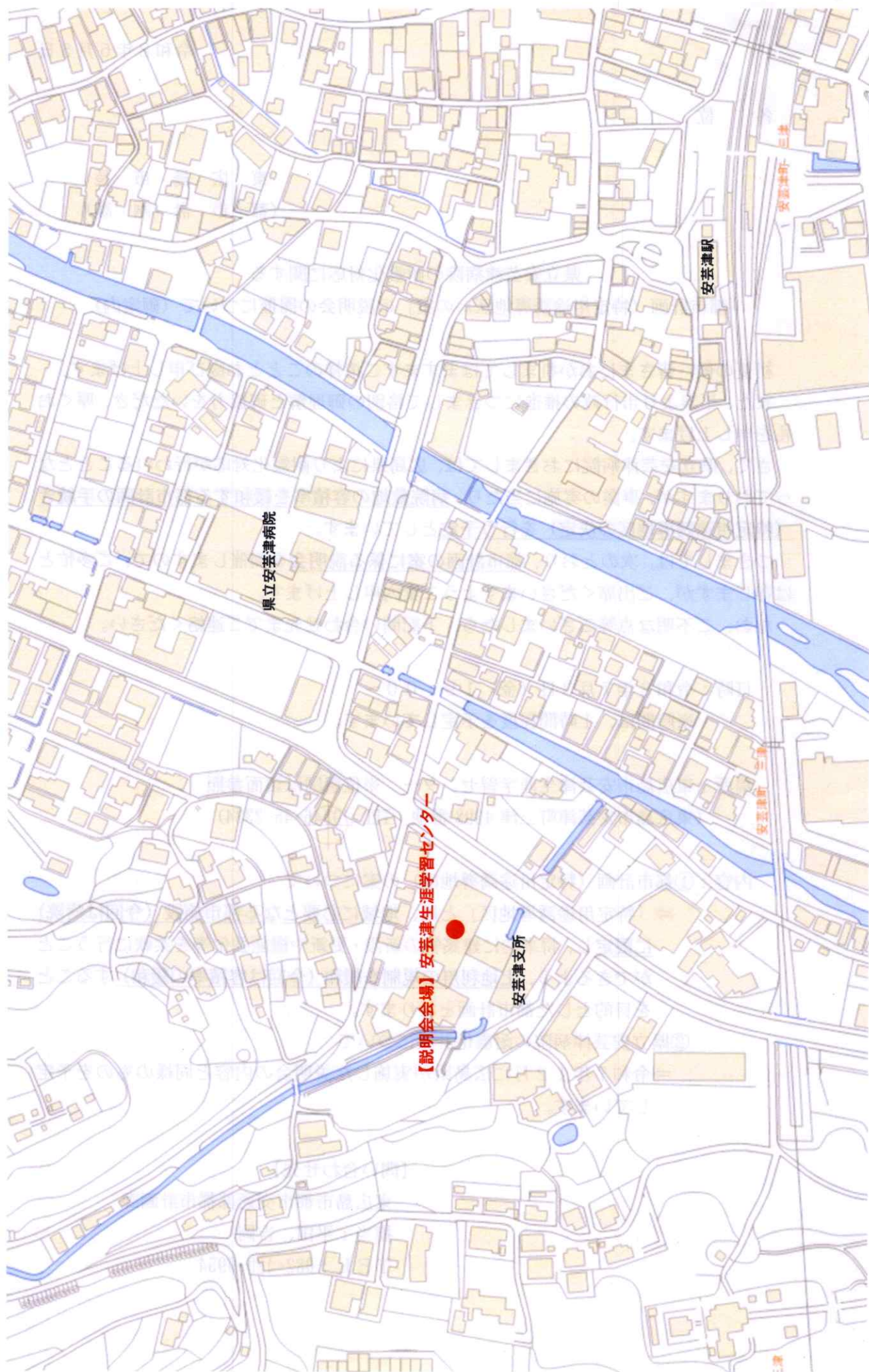
②県立安芸津病院の耐震化計画について

⇒令和7年12月に広島県が実施した説明会の内容と同様のものを予定しています。

【問い合わせ先】

東広島市都市交通部都市計画課
担当：平田、吉岡
TEL：082-420-0954

【説明会場 位置図】



県立安芸津病院の耐震化対応に関する

「都市計画（特定用途誘導地区）の案」の説明会について

1. 概要

県立安芸津病院では、老朽化及び耐震性の確保のため、病院の建替えが計画されています。この計画に必要となる、病院敷地の容積率を緩和する都市計画の手続き（特定用途誘導地区の決定）を行う予定としております。

2. 説明内容（予定）

（1）都市計画（特定用途誘導地区）の案について 【市：都市計画課】

■容積率の緩和について（詳細は裏面参照）

・現行：200% ⇒ 変更後：300%（病院敷地に限る）



■都市計画の手続きに係るスケジュールについて

3. 県立安芸津病院の耐震化計画について 【県：医療機能強化推進課】

※令和7年12月に広島県が実施した説明会の内容と同様のものを予定

【問い合わせ先】

東広島市都市交通部都市計画課
担当：平田、吉岡
TEL：082-420-0954

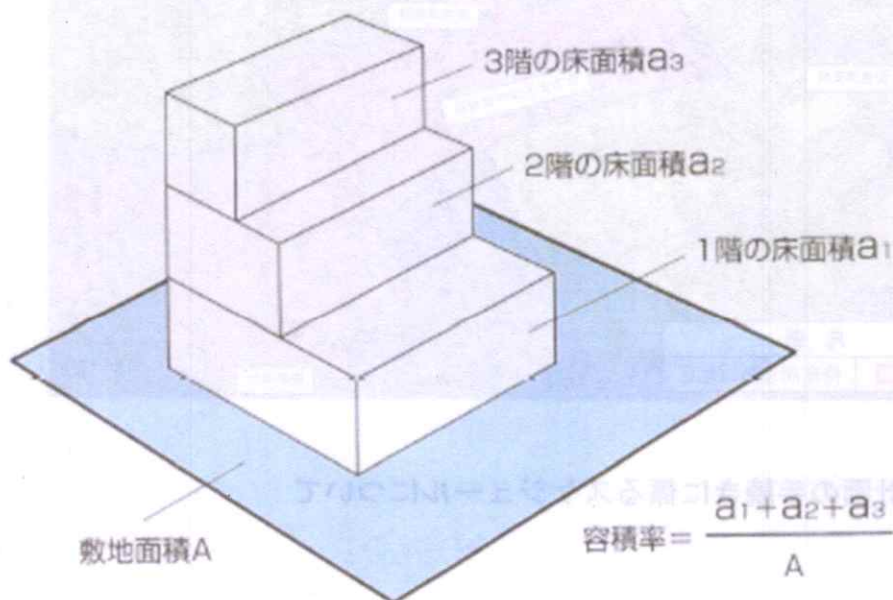
■「特定用途誘導地区」とは・・・

地域に必要となる都市施設（今回は病院）に限定し、将来的に建築物の新設・更新や機能強化等を柔軟に行うことができるよう、土地利用の規制を緩和（今回は容積率の緩和）することを目的とした都市計画となります。

■容積率とは・・・

建物の延べ床面積（建築物の各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合を%で表したもので、この土地にどれぐらいの大きさの建物を建てることができるのかわかる指標であり、都市計画法で定められています。

$$\text{容積率} = \frac{\text{床面積} a_1 + a_2 + a_3}{\text{敷地面積} A} \times 100\% \leq 300\%$$



【設計士会・関】

福岡市都市計画部 都市計画課

〒810-0193 福岡市中央区

1-1-1 100-0193 100-0193